

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

2007年（平成19年）3月20日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 制定する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成19年 4月 1日

提案理由

この規則を提出したのは、学校教育法が一部改正され、盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校を特別支援学校に改称し、児童生徒等の障害の重複化や多様化に伴い、複数の障害種別に対応した教育を実施することができる特別支援学校の制度を創設したことに伴い、引用している用語等を整備するため、所要の改正をする必要による。

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成19年 3月 日

藤沢市教育委員会

委員長 川 島 一 明

藤沢市教育委員会規則第 号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則
(藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則の一部改正)

第1条 藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則(平成4年藤沢市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「盲学校、聾^{ろう}学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則等の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「養護学校」を「特別支援学校」に改める。

- (1) 藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和31年藤沢市教育委員会規則第3号)第2条第11号
- (2) 藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則(平成15年藤沢市教育委員会規則第7号)第2条
- (3) 藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則(平成9年藤沢市教育委員会規則第9号)第18条第2項第2号
- (4) 藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例施行規則(平成9年藤沢市教育委員会規則第2号)第4条第2項第2号
- (5) 藤沢市教科用図書採択審議委員会規則(昭和33年藤沢市教育委員会規則第2号)第2条第1項第1号
- (6) 藤沢市教育推進員設置規則(昭和59年藤沢市教育委員会規則第6号)第3条

(7) 藤沢市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の実施に関する規則（平成14年藤沢市教育委員会規則第17号）第2条
（藤沢市教育文化センター規則の一部改正）

第3条 藤沢市教育文化センター規則（昭和57年藤沢市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「小中養護学校長」を「小中特別支援学校長」に改める。

附 則

この規則は，平成19年4月1日から施行する。

藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>○藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成 4 年 3 月 19 日 教委規則第 1 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例(平成 3 年藤沢市条例第 18 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(児童生徒以外の使用者の範囲)</p> <p>第 2 条 条例第 5 条第 2 項の規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市民</p> <p>(2) この市の区域内(以下「市内」という。)に勤務先を有している者又は市内に存する学校に通学している者</p> <p>(3) 小学校、中学校若しくは中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部(以下「小、中学校等」という。)で、神奈川県<small>の</small>区域内(市内を除き、以下「県内」という。)に存するものにおける教育のために藤沢市八ヶ岳野外体験教室(以下「野外体験教室」という。)を使用する者</p> <p>(4) 前 3 号に掲げる者のほか、教育委員会が認める者</p> <p>(使用できる期間)</p> <p>第 3 条 野外体験教室の宿泊施設を使用できる期間は、次の表のとおりとする。</p>	<p>○藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成 4 年 3 月 19 日 教委規則第 1 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例(平成 3 年藤沢市条例第 18 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(児童生徒以外の使用者の範囲)</p> <p>第 2 条 条例第 5 条第 2 項の規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市民</p> <p>(2) この市の区域内(以下「市内」という。)に勤務先を有している者又は市内に存する学校に通学している者</p> <p>(3) 小学校、中学校若しくは中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾ろう学校若しくは養護学校の小学部、中学部若しくは高等部(以下「小、中学校等」という。)で、神奈川県<small>の</small>区域内(市内を除き、以下「県内」という。)に存するものにおける教育のために藤沢市八ヶ岳野外体験教室(以下「野外体験教室」という。)を使用する者</p> <p>(4) 前 3 号に掲げる者のほか、教育委員会が認める者</p> <p>(使用できる期間)</p> <p>第 3 条 野外体験教室の宿泊施設を使用できる期間は、次の表のとおりとする。</p>

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 26 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の委任、代理等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委任事項)</p> <p>第 2 条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認めたとき又は委員会において要求があつたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること</p> <p>(2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること</p> <p>(3) 1 件 20,000,000 円以上の教育財産の取得を申し出ること</p> <p>(4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長及び教頭の任免その他進退について内申すること</p> <p>(5) 県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること</p> <p>(6) 県費負担教職員以外の職員の人事の一般方針を定めること</p> <p>(7) 部長、参事(部長級)、参事、総合市民図書館長、課長、主幹、課長補佐、主幹補佐、指導主事、館長補佐、センター長、所長、センター長補佐及び学校以外の教育機関におけるその名称を冠した長の任免を行うこと。</p> <p>(8) 学校その他教育機関の敷地を選定すること</p> <p>(9) 1 件 20,000,000 円以上の工事の計画を策定すること</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 26 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の委任、代理等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委任事項)</p> <p>第 2 条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認めたとき又は委員会において要求があつたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること</p> <p>(2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること</p> <p>(3) 1 件 20,000,000 円以上の教育財産の取得を申し出ること</p> <p>(4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長及び教頭の任免その他進退について内申すること</p> <p>(5) 県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること</p> <p>(6) 県費負担教職員以外の職員の人事の一般方針を定めること</p> <p>(7) 部長、参事(部長級)、参事、総合市民図書館長、課長、主幹、課長補佐、主幹補佐、指導主事、館長補佐、センター長、所長、センター長補佐及び学校以外の教育機関におけるその名称を冠した長の任免を行うこと。</p> <p>(8) 学校その他教育機関の敷地を選定すること</p> <p>(9) 1 件 20,000,000 円以上の工事の計画を策定すること</p>

改 正 案	現 行
<p>(10) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと</p> <p>(11) 藤沢市立の小学校及び中学校並びに特別支援学校(高等部を含む。)の教科用図書の採択を行うこと。</p> <p>(12) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申出ること</p> <p>(13) 社会教育委員，スポーツ振興審議会委員，公民館運営審議会委員，文化財保護委員，教科用図書採択審議会委員，奨学生選考委員会委員，学校事故措置委員会委員，市民ギャラリー運営協議会委員，図書館協議会委員及び青少年相談センター運営協議会委員を委嘱又は命ずること</p> <p>(14) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し又はこれを変更すること</p> <p>(15) 請願，訴訟又は不服の申立てに関すること</p> <p>(16) 藤沢市情報公開条例(平成 13 年藤沢市条例第 3 号)に基づく教育委員会の権限に関すること。</p> <p>(17) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成 15 年藤沢市条例第 7 号)に基づく教育委員会の権限に関すること。</p> <p>(教育長の臨時代理)</p> <p>第 3 条 教育長は，前条各号(第 16 号及び第 17 号を除く。)に掲げる事項の処理について，緊急やむを得ない事情があるとき，又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは，これを臨時に代理することができる。</p>	<p>(10) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと</p> <p>(11) 藤沢市立の小学校及び中学校並びに養護学校(高等部を含む。)の教科用図書の採択を行うこと。</p> <p>(12) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申出ること</p> <p>(13) 社会教育委員，スポーツ振興審議会委員，公民館運営審議会委員，文化財保護委員，教科用図書採択審議会委員，奨学生選考委員会委員，学校事故措置委員会委員，市民ギャラリー運営協議会委員，図書館協議会委員及び青少年相談センター運営協議会委員を委嘱又は命ずること</p> <p>(14) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し又はこれを変更すること</p> <p>(15) 請願，訴訟又は不服の申立てに関すること</p> <p>(16) 藤沢市情報公開条例(平成 13 年藤沢市条例第 3 号)に基づく教育委員会の権限に関すること。</p> <p>(17) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成 15 年藤沢市条例第 7 号)に基づく教育委員会の権限に関すること。</p> <p>(教育長の臨時代理)</p> <p>第 3 条 教育長は，前条各号(第 16 号及び第 17 号を除く。)に掲げる事項の処理について，緊急やむを得ない事情があるとき，又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは，これを臨時に代理することができる。</p>

藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>○藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成 15 年 12 月 19 日 教委規則第 7 号</p> <p>藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報保護条例施行規則(昭和 63 年藤沢市教育委員会規則第 5 号)の全部を改正する。</p> <p>第 1 条 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成 15 年藤沢市条例第 7 号。以下「条例」という。)の施行については、次条に定めるもののほか、藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則(平成 15 年藤沢市規則第 19 号)の例による。</p> <p>第 2 条 条例第 11 条第 1 項に規定する個人情報管理責任者は、藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成 12 年藤沢市教育委員会規則第 3 号)第 3 条第 1 項の表の右欄に掲げる課等の長、教育文化センター、八ヶ岳野外体験教室、西部学校給食合同調理場、公民館、青少年相談センター及び図書館の長並びに市立の小学校、中学校及び特別支援学校の校長とする。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 17 年教委規則第 14 号)</p> <p>この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 18 年教委規則第 8 号)</p> <p>この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>○藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成 15 年 12 月 19 日 教委規則第 7 号</p> <p>藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報保護条例施行規則(昭和 63 年藤沢市教育委員会規則第 5 号)の全部を改正する。</p> <p>第 1 条 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成 15 年藤沢市条例第 7 号。以下「条例」という。)の施行については、次条に定めるもののほか、藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則(平成 15 年藤沢市規則第 19 号)の例による。</p> <p>第 2 条 条例第 11 条第 1 項に規定する個人情報管理責任者は、藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成 12 年藤沢市教育委員会規則第 3 号)第 3 条第 1 項の表の右欄に掲げる課等の長、教育文化センター、八ヶ岳野外体験教室、西部学校給食合同調理場、公民館、青少年相談センター及び図書館の長並びに市立の小学校、中学校及び養護学校の校長とする。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 17 年教委規則第 14 号)</p> <p>この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 18 年教委規則第 8 号)</p> <p>この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。</p>

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(利用料金の減免手続等)</p> <p>第 18 条 条例第 6 条の規定により減額する利用料金(附属設備のうち暖房設備及び冷房設備に係る利用料金を除く。)の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 次のアからオまでに掲げる場合のいずれかに該当する場合 5割</p> <p>ア 市が共催する行事等のために使用する場合</p> <p>イ 国又は神奈川県が使用する場合</p> <p>ウ この市の区域内に存する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は大学が使用する場合</p> <p>エ 公共的体育関係団体が市民及び市民以外の者又は市民以外の者を対象とした行事等のために使用する場合</p> <p>オ 教育委員会が別に定める福祉団体が使用する場合(入場料を徴収する場合及び営利を目的とする場合を除く。)</p> <p>(2) この市の区域内に居住している 60 歳以上の者が施設のうちトレーニング室を使用する場合 2割</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合</p> <p>2 条例第 7 条の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 教育委員会又は市が使用する場合</p> <p>(2) この市の区域内に存する小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)又は特別支援学校が使用する場合</p>	<p>(利用料金の減免手続等)</p> <p>第 18 条 条例第 6 条の規定により減額する利用料金(附属設備のうち暖房設備及び冷房設備に係る利用料金を除く。)の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 次のアからオまでに掲げる場合のいずれかに該当する場合 5割</p> <p>ア 市が共催する行事等のために使用する場合</p> <p>イ 国又は神奈川県が使用する場合</p> <p>ウ この市の区域内に存する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は大学が使用する場合</p> <p>エ 公共的体育関係団体が市民及び市民以外の者又は市民以外の者を対象とした行事等のために使用する場合</p> <p>オ 教育委員会が別に定める福祉団体が使用する場合(入場料を徴収する場合及び営利を目的とする場合を除く。)</p> <p>(2) この市の区域内に居住している 60 歳以上の者が施設のうちトレーニング室を使用する場合 2割</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、教育委員会又は指定管理者が特別な理由があると認めた場合 その都度教育委員会が定める割合</p> <p>2 条例第 7 条の規定により利用料金を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 教育委員会又は市が使用する場合</p> <p>(2) この市の区域内に存する小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)又は養護学校が使用する場合</p>

藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>○藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例施行規則 平成 9 年 4 月 22 日 教委規則第 2 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例(昭和 63 年藤沢市条例第 23 号。以下「条例」という。)の委任事項及び条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用することができるもの)</p> <p>第 2 条 照明設備を使用することができるものは、藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則(平成 9 年藤沢市教育委員会規則第 9 号)第 5 条第 2 項の規定により施設等使用団体登録証(以下「登録証」という。)の交付を受けた団体(以下「団体」という。)で、藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則(昭和 51 年藤沢市教育委員会規則第 1 号)第 10 条第 2 項の規定により照明設備を使用して開放施設を使用することについて藤沢市教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けたものとする。</p> <p>(使用の申請手続等)</p> <p>第 3 条 照明設備を使用しようとする団体の代表者は、藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用許可申請書に前条の許可を受けたことを証する書類を添えて委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用許可等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p>	<p>○藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例施行規則 平成 9 年 4 月 22 日 教委規則第 2 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例(昭和 63 年藤沢市条例第 23 号。以下「条例」という。)の委任事項及び条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用することができるもの)</p> <p>第 2 条 照明設備を使用することができるものは、藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則(平成 9 年藤沢市教育委員会規則第 9 号)第 5 条第 2 項の規定により施設等使用団体登録証(以下「登録証」という。)の交付を受けた団体(以下「団体」という。)で、藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則(昭和 51 年藤沢市教育委員会規則第 1 号)第 10 条第 2 項の規定により照明設備を使用して開放施設を使用することについて藤沢市教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けたものとする。</p> <p>(使用の申請手続等)</p> <p>第 3 条 照明設備を使用しようとする団体の代表者は、藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用許可申請書に前条の許可を受けたことを証する書類を添えて委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用許可等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p>

藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(使用料の減免手続等)</p> <p>第 4 条 条例第 3 条の規定により減額する使用料の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 次のアからオまでに掲げる場合のいずれかに該当する場合 5割</p> <p>ア 市が共催する行事等のために使用する場合</p> <p>イ 国又は神奈川県が使用する場合</p> <p>ウ この市の区域内に存する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は大学が使用する場合</p> <p>エ この市の区域内において体育関係の活動をしている公共的団体(次項第 3 号において「公共的体育関係団体」という。)が市民及び市民以外の者又は市民以外の者を対象とした行事等のために使用する場合</p> <p>オ 委員会が別に定める福祉団体が使用する場合(入場料を徴収する場合及び営利を目的とする場合を除く。)</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、委員会が特別な理由があると認めた場合その都度委員会が定める割合</p> <p>2 条例第 3 条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 市が使用する場合</p> <p>(2) この市の区域内に存する小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)又は特別支援学校が使用する場合</p>	<p>(使用料の減免手続等)</p> <p>第 4 条 条例第 3 条の規定により減額する使用料の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 次のアからオまでに掲げる場合のいずれかに該当する場合 5割</p> <p>ア 市が共催する行事等のために使用する場合</p> <p>イ 国又は神奈川県が使用する場合</p> <p>ウ この市の区域内に存する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は大学が使用する場合</p> <p>エ この市の区域内において体育関係の活動をしている公共的団体(次項第 3 号において「公共的体育関係団体」という。)が市民及び市民以外の者又は市民以外の者を対象とした行事等のために使用する場合</p> <p>オ 委員会が別に定める福祉団体が使用する場合(入場料を徴収する場合及び営利を目的とする場合を除く。)</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、委員会が特別な理由があると認めた場合その都度委員会が定める割合</p> <p>2 条例第 3 条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 市が使用する場合</p> <p>(2) この市の区域内に存する小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)又は養護学校が使用する場合</p>

藤沢市教科用図書採択審議委員会規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>○藤沢市教科用図書採択審議委員会規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 33 年 7 月 5 日 教委規則第 2 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、藤沢市執行機関の附属機関に関する条例(昭和 33 年藤沢市条例第 3 号)第 3 条の規定に基づき、藤沢市教科用図書採択審議委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第 2 条 委員会の委員は 16 人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから当該各号に定める人数を超えない範囲内において、教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 市立の小学校、中学校又は特別支援学校の校長 9 人</p> <p>(2) 藤沢市小学校教育研究会又は藤沢市中学校教育研究会の会員 4 人</p> <p>(3) 児童又は生徒の保護者 3 人</p> <p>2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員会の委員となることができない。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第 3 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p>	<p>○藤沢市教科用図書採択審議委員会規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 33 年 7 月 5 日 教委規則第 2 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、藤沢市執行機関の附属機関に関する条例(昭和 33 年藤沢市条例第 3 号)第 3 条の規定に基づき、藤沢市教科用図書採択審議委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第 2 条 委員会の委員は 16 人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから当該各号に定める人数を超えない範囲内において、教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 市立の小学校、中学校又は養護学校の校長 9 人</p> <p>(2) 藤沢市小学校教育研究会又は藤沢市中学校教育研究会の会員 4 人</p> <p>(3) 児童又は生徒の保護者 3 人</p> <p>2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員会の委員となることができない。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第 3 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p>

藤沢市教育推進員設置規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>○藤沢市教育推進員設置規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 59 年 3 月 31 日 教委規則第 6 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、教育委員会に教育推進員を置き、その職務、任命、任期、その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職務)</p> <p>第 2 条 教育推進員は、学校教育が当面する教育諸課題について、研究・研修を行うとともに各校の教育実践の推進に当たる。</p> <p>(任命)</p> <p>第 3 条 教育推進員は、市立小・中・特別支援学校各校の教員のうちからそれぞれ 1 名を教育長が任命する。</p> <p>(任期)</p> <p>第 4 条 教育推進員の任期は、1 年とする。</p> <p>(報酬)</p> <p>第 5 条 教育推進員の受ける報酬は、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和 31 年 9 月藤沢市条例第 36 号)に定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>○藤沢市教育推進員設置規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 59 年 3 月 31 日 教委規則第 6 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、教育委員会に教育推進員を置き、その職務、任命、任期、その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職務)</p> <p>第 2 条 教育推進員は、学校教育が当面する教育諸課題について、研究・研修を行うとともに各校の教育実践の推進に当たる。</p> <p>(任命)</p> <p>第 3 条 教育推進員は、市立小・中・養護学校各校の教員のうちからそれぞれ 1 名を教育長が任命する。</p> <p>(任期)</p> <p>第 4 条 教育推進員の任期は、1 年とする。</p> <p>(報酬)</p> <p>第 5 条 教育推進員の受ける報酬は、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和 31 年 9 月藤沢市条例第 36 号)に定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。</p>

藤沢市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の実施に関する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は，藤沢市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成 14 年藤沢市条例第 39 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定に基づき，市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(災害発生の報告)</p> <p>第 2 条 市立の小学校，中学校又は特別支援学校の校長は，その学校の学校医，学校歯科医又は学校薬剤師(以下「学校医等」という。)について公務に基づくと認められる災害が発生したときは，教育委員会に対し，速やかに，次に掲げる事項を記載した書面により，その旨を報告しなければならない。</p> <p>(1) 災害を受けた学校医等の氏名，年齢及び職業並びに所属学校の名称</p> <p>(2) 補償を受けるべき者の氏名，年齢及び住所並びにその者と災害を受けた学校医等との続柄又は関係</p> <p>(3) 傷病名(未確定の場合には，疑われる傷病名)，傷病の部位及びその程度</p> <p>(4) 災害発生の場所及び日時</p> <p>(5) 災害発生の状況及び原因</p> <p>(6) 医師の意見，当該災害を受ける前における最近の健康診断の記録，剖検記録その他の当該災害が公務上のものであるかどうかを認定するために参考となる事項</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は，藤沢市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成 14 年藤沢市条例第 39 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定に基づき，市立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(災害発生の報告)</p> <p>第 2 条 市立の小学校，中学校又は養護学校の校長は，その学校の学校医，学校歯科医又は学校薬剤師(以下「学校医等」という。)について公務に基づくと認められる災害が発生したときは，教育委員会に対し，速やかに，次に掲げる事項を記載した書面により，その旨を報告しなければならない。</p> <p>(1) 災害を受けた学校医等の氏名，年齢及び職業並びに所属学校の名称</p> <p>(2) 補償を受けるべき者の氏名，年齢及び住所並びにその者と災害を受けた学校医等との続柄又は関係</p> <p>(3) 傷病名(未確定の場合には，疑われる傷病名)，傷病の部位及びその程度</p> <p>(4) 災害発生の場所及び日時</p> <p>(5) 災害発生の状況及び原因</p> <p>(6) 医師の意見，当該災害を受ける前における最近の健康診断の記録，剖検記録その他の当該災害が公務上のものであるかどうかを認定するために参考となる事項</p>

藤沢市教育文化センター規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>○藤沢市教育文化センター規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 57 年 3 月 19 日 教委規則第 4 号</p> <p>第 1 条 この規則は、藤沢市教育文化センター設置条例第 3 条の規定に基づき、藤沢市教育文化センター(以下「教育文化センター」という。)の運営について必要な事項を定める。</p> <p>第 2 条 研究研修等の円滑な活動を図るため藤沢市教育文化センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。</p> <p>第 3 条 運営委員会は、委員 9 人とし、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 藤沢市立小中特別支援学校長 2 人</p> <p>(2) 藤沢市小中学校教育研究会員 2 人</p> <p>(3) 社会教育委員 1 人</p> <p>(4) 学識経験者 2 人</p> <p>(5) 教職員代表 2 人</p> <p>第 4 条 委員会の委員の任期は 2 年とする。ただし、再任することができる。</p> <p>2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第 5 条 運営委員会の委員の報酬については、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和 31 年 9 月藤沢市条例第 36 号)に定めるところによる。</p>	<p>○藤沢市教育文化センター規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 57 年 3 月 19 日 教委規則第 4 号</p> <p>第 1 条 この規則は、藤沢市教育文化センター設置条例第 3 条の規定に基づき、藤沢市教育文化センター(以下「教育文化センター」という。)の運営について必要な事項を定める。</p> <p>第 2 条 研究研修等の円滑な活動を図るため藤沢市教育文化センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。</p> <p>第 3 条 運営委員会は、委員 9 人とし、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 藤沢市立小中養護学校長 2 人</p> <p>(2) 藤沢市小中学校教育研究会員 2 人</p> <p>(3) 社会教育委員 1 人</p> <p>(4) 学識経験者 2 人</p> <p>(5) 教職員代表 2 人</p> <p>第 4 条 委員会の委員の任期は 2 年とする。ただし、再任することができる。</p> <p>2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第 5 条 運営委員会の委員の報酬については、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和 31 年 9 月藤沢市条例第 36 号)に定めるところによる。</p>